

# 特別支援教育 就学ガイド

お子様の成長で気になることはありませんか？

**友達の中で**「あまり人と関わらず一人遊びが多い」「一方的に話すことが多い」…

**学びの面で**「言葉が遅い」「指示されたことが分からない」「教室から飛び出してしまう」…

**日常生活で**「落ち着きがない」「予定変更でパニックになる」「約束が守れない」「ぼんやりしている」…

学校には、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場があります。

よさや可能性を最大限に伸ばして自立と社会参加ができるように個に応じた指導と支援を行います。

😊 特別な教育的ニーズに応じた多様な学びの場 😊

## 小学校・中学校

### 通常学級

#### 通級による指導

言語障がい、情緒障がい、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど

### 特別支援学級

- 知的障がい
- 自閉症・情緒障がい
- 肢体不自由
- 病弱・身体虚弱
- 弱視
- 難聴

※学校によって、設置されている特別支援学級等の種類が違います。

## 特別支援学校

### 小学部

- 知的障がい  
(荒尾支援学校など)
- 視覚障がい  
(盲学校)

### 中学部

- 聴覚障がい  
(熊本聾学校)
- 肢体不自由  
(熊本かがやきの森支援学校など)

### 高等部

- 病弱  
(黒石原支援学校)

※障がいの種類によって学校が違います。  
※一部の学校には、幼稚部もあります。

## 高等学校

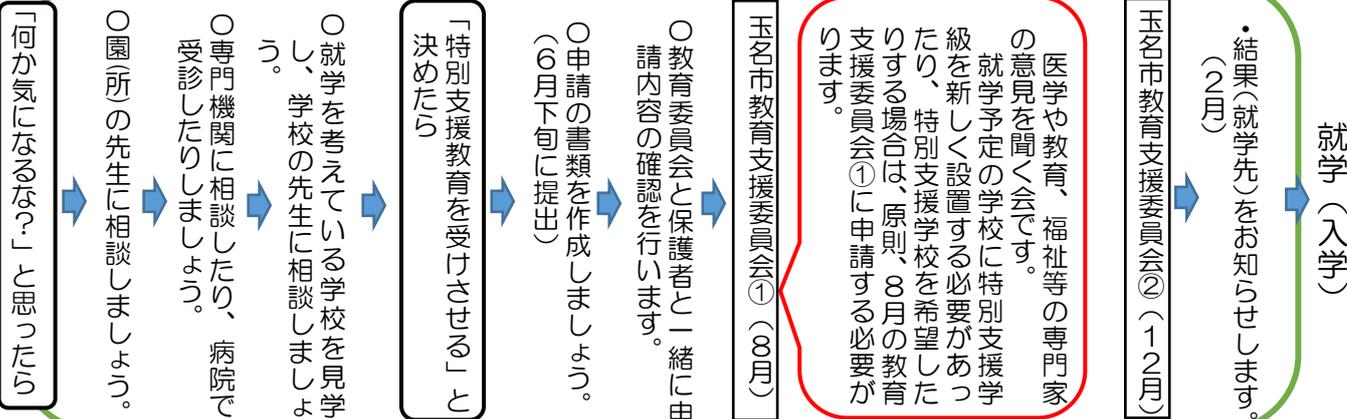
### 通常学級

### 通級による指導

## 就学先が決まるまでの流れ

年少・年中さん

年長さん



就学(入学)後も「学びの場」の柔軟な見直しができます。

キーワードは「早め早めの相談」です！ 玉名市教育委員会 (☎75-1133)

【参考資料：熊本県教育委員会作成】法令等に規定されている障がいの種類と程度

|            | 特別支援学校   | 特別支援学級  | 通級による指導   |
|------------|--|---|---|
|            | 学校教育法施行令第22条の3による  | 平成25年の文部科学省の通知による   |   |
| 視覚障がい・弱視   | 両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも                      | 拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも   | 拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの  |
| 聴覚障がい・難聴   | 両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも  | 補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが困難な程度のも  | 補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの   |
| 知的障がい      | 1 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも<br>2 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの        | 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも  |   |
| 肢体不自由      | 1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも<br>2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも | 補装具によつても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも   | 肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも   |
| 病弱・身体虚弱    | 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも<br>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも                  | 1 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも<br>2 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも  | 肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも   |
| 言語障がい      |  | 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準じるもの（これらの障がいの主として他の障がいに起因するものではないものに限る。）で、その程度が著しいもの | 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準じるもの（これらの障がいの主として他の障がいに起因するものではないものに限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも |
| 自閉症・情緒障がい  |  | 1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも<br>2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも   | 自閉症<br>自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも<br>情緒障がい<br>主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも                                    |
| 学習障がい      |  |   | 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも   |
| 注意欠陥多動性障がい |  |   | 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも  |